保証票の表示ルールを見直します。

新たに できること

- ○原料や材料の表示を簡素化します!
- ○ウェブ表示で原料等の一部表示を省略できます!
- ○保証票の大きさの基準をフォントサイズに変更します!



※施行日前までに登録・届出を行った肥料については、当分の間、従前のルールに基づく表示が可能です。

原料や材料の表示の簡素化

□ 保証票の原料のうち、最低上位5番目又は8割までの原料を記載し、それ以下は「その他」として、原料を〔〕内に記載し、 〔〕内の原料の順位は重量順でなくても可能に

(例:硫酸アンモニア、塩化加里、・・・、その他〔尿素、硫酸加里〕)

- □ 入れ替わる旨を記載することにより、隣接する2つの原料の順位の入替えが可能に
- □ 有機質肥料の「統合表示名称」について、「魚粉類」を「動物かす粉末類」に統合し、「植物油かす類」と「植物かす粉末類」とを「植物質類」に統合
- □ 一部の材料の表示について、表示の有無の選択が可能に

保証票

登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量(%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

ウェブ表示で原料等の一部表示を省略

- □ 原料中の「指定配合肥料」や「その他」の〔〕内の表示を ウェブ表示により省略が可能に
- 回 肥料の生産事業場の名称及び所在地をウェブ表示で可能に



二次元コードの添付

保証票の大きさを変更

ロ 保証票の大きさの基準を、フォントサイズ8ポイント以上に変更



公定規格を見直します。

新たに できること 対応いただくこと

※公定規格の見直しの詳細は、令和2年度末までにお示しする予定です。

- ○細分化した規格を統合・簡素化します!
- 微量要素を表示しやすくします!
- 産業副産物を肥料に利用しやすくします!



公定規格の見直し

- 副産系の肥料、液状の肥料、汚泥肥料等を大くくり化
- 様々な微量要素等の組合せやその表示ができるよう規格を緩和
- □ 有害成分規格は堅持しつつ、原料規格の設定と成分量の規格の引下げ により、産業副産物を肥料に有効利用しやすくなるよう規格を見直し

想定されるメリット

1

利用拡大が期待される肥料原料の例

畜産業 → 豚ぷんの燃焼灰

発電プラント → 木質系燃焼灰

食品製造業 → 食品系汚泥発酵肥料 など

2

微量要素の表示が可能に

有機質肥料等に含まれる**微量要素の表示が可能**となること により野菜や果樹の微量要素欠乏症の改善が期待

